

バーレーン王国憲法

2002年2月14日公布

憲法前文

至高なるアッラーの御名において、アッラーの祝福と御加護をもって、バーレーン王国国家元首ハマド・ビン・イーサ・アール・ハリーフアは、その決意、確信、信仰及び国家に対する責任、汎アラブ民族に対する責任及び国際社会に対する責任を自覚し、アッラーへの義務、祖国と国民への義務及び諸々の基本原則に対する責務と人類に対する責任を認識し、

国民行動憲章に掲げられた諸原則に表れている国民の意思を実現し、偉大なる国民から憲法の改正を委託された権限に従って、愛すべき祖国のために民主的な統治制度の諸条件を完全なものにしたいと願望し、政府と国民とが真摯に、かつ建設的に協力し合うことを通して発展への障害を取り除き、祖国と国民とがより大きな福祉、進歩、発展、安定及び繁栄を享受することができる、よりよい未来の実現に努力し、未来と未来に向けて働くことこそが来るべき時代において国民すべてが求めているものにほかならないことを確信し、このような目標を達成するには、刻苦勤勉、全力を傾倒することが必要であると信じ、そしてこの前進を成功させるために、現行憲法の改正を行った。

この改正は、国民行動憲章に掲げられた崇高な価値と偉大なる人類の諸原則をすべて考慮している。これらの価値や原則は、バーレーンの国民が輝かしい未来に向けて怒濤の如き勝利の行進をアッラーの御許しの下に高揚するものであることを確信する。そして、その輝かしい未来とは、あらゆる団体と個人がその力を結集し、新たな衣をまとった統治機構が国王の寛大な統治の下に希望や熱望の実現に不惜身命の努力をするところでもある。バーレーンの国民は、イスラームを宗教、法典及び生活様式として遵奉すること、偉大なアラブ民族の一員であること、現在と将来とにわたって湾岸協力会議に参加すること、全人類の正義、善及び平和の実現に向けてあらゆる努力を払うことを誓い、勝利の行進を進めるものである。

この憲法改正は、崇高なバーレーン国民が、イスラームこそが現世においても来世においても魂の救済をもたらすものであること、そしてまたイスラームは停滞又は狂信を意味するものではなく、叡智こそがムスリムの目標であり、その叡智を見出したときには必ずこれを我が物とすべきであると宣明しているものであること、さらにまた聖クルアーンが何事に対しても無力であったことはないことを信じているとの信念のもとで、これを進めてきたのである。

この目標を達成するために、我々は東洋及び西洋における人類の遺産のすべてに耳を傾け、目を向け、我々の宗教、価値及び伝統に有益、かつ適切で、しかもこれらにすべて合致するとみなされるもので、我々の置かれた状況にふさわしいと思われるものはすべてこれを取り入れていくことが不可欠である。そしてここにおいては、社会的及び人的諸制度は、場所が変わってもその姿を変えない道具のように柔軟性

のないものであってはならず、むしろそれらは心、精神、そして人間としての良心に届けられるメッセージであり、社会の情勢及び環境によって変化するものであるとの確信に立たねばならない。

それ故、この憲法改正の個々の点に、我が愛する国民の進歩的な文化的考え方が顕現しているのである。この改正によって、我々の統治制度は、イスラームでは統治の最高の形態である合議制（シューラー）、及び近代政治理論の基盤である国民の権力行使への参加を基礎とする立憲君主制の礎を打ち据えられたこととなる。君主は、その明敏な洞察力によって経験豊富な人材を評議院の議員に選出し、また見識豊かで、自由かつ忠実な国民を選挙によって代議院の議員として選出する。これらの両議院がともに、国民議会による国民の意思を代表するものとなる。

憲法のこれらの改正事項は、国王と国民の共通の意思を一点の疑点もなく反映し、国民行動憲章に盛り込まれた崇高な諸々の理想と偉大なる人類の諸原則を万人のために実現し、さらにまた国民の能力と決意が付与し、国民の歴史の偉大さに合致し、かつ国民が世界の文明国家の中でふさわしい地位を占めることを可能とする高次の次元にまで国民を高めることを確実なものとするものである。

ここに公布するこの憲法には、国民行動憲章の条項に基づいて行われ、かつ改正されなかったすべての正文を補完する改正条項が含まれている。

この憲法の解釈に使用するための覚書も、ここに添付した（注：本稿では割愛）。

第1章 国家

第1条

a. バーレーン王国は、完全なる主権を有する、独立のイスラーム・アラブ国家であり、その国民はアラブ民族の一員であり、その領土は偉大なるアラブの祖国の一部である。その主権は、これを委譲してはならず、領土は、これを放棄してはならない。

b. バーレーン王国の統治形態は、世襲による立憲君主制であり、その地位は、故シェイク・イーサ・ビン・サルマーン・アール・ハリーファから、その長男シェイク・ハマド・ビン・イーサ・アール・ハリーファ現国王へと継承された。これ以後、その地位は、世代を経るごとに、その長男へと継承されていく。ただし、次項に定める継承に関する勅令の条項の定めるところにより、国王が在世中に長男以外の息子を後継者として任命したときは、その限りではない。

c. 継承に関する条項はすべて、特別勅令でこれを定める。この勅令は、憲法としての性格を有し、その改正はすべて、憲法第120条の定めるところによる。

d. バーレーン王国の統治制度は、民主主義である。その主権は、あらゆる権力の源である国民にある。主権は、この憲法の定めるところにより、これを行使する。

e. 国民は、男性たると女性たるとを問わず、公的な活動に参加する権利を有し、この憲法、並びに法律の定める条件及び原則に基づき選挙権及び被選挙権を含む参政権を享受することができる。いかなる国民も、法律の定めるところによらなければ、選挙権及び被選挙権を剥奪されることはない。

f. この憲法は、憲法の定めるところにより、これを一部改正することができる。

第2条

国教はイスラームである。イスラーム法シャリーアは、立法における主たる淵源である。公用語はアラビア語である。

第3条

国旗、紋章、記章、勲章及び国歌は、法律でこれを定める。

第2章 社会の基本構成

第4条

統治機構の基盤は、正義である。国民の間に固い絆を作りあげるのは、協力と相互尊重である。国家が保障する社会の柱は、自由、平等、安全、信頼、知識、社会連帯及び国民の機会均等である。

第5条

- a. 家族は、社会の基礎であり、その力は、宗教、道徳及び祖国愛を源とする。法律は、家族を法的存在として保護し、家族の絆と価値を強化し、法律の庇護のもとで母子を保護し、青年を育成し、搾取から守り、道徳的、身体的及び精神的な放置から保護する。国家は、特に青年の身体的、道徳的及び知的発達に注意を払う。
- b. 国家は、女性の家族に対する義務と社会における仕事との両立、並びに政治、社会、文化及び経済の諸分野において、イスラーム法シャリーアの定めに違反することなく男女が平等であることを保障する。
- c. 国家は、高齢者、疾病者、障害者、孤児、寡婦又は失業者たる国民に対し必要な社会保障を提供し、社会保険及び医療サービスの給付を行う。国家は、無知、恐怖及び貧困から国民を保護する努力を払う。
- d. 遺産相続は、イスラーム法シャリーアのもとに保障された権利である。

第6条

国家は、アラブとイスラームの遺産を擁護する。国家は、人類の文明の向上に寄与し、イスラーム諸国との絆の強化に努め、アラブ民族の団結と進歩という大志の実現に向けて努力する。

第7条

- a. 国家は、自然科学、人文科学及び芸術の振興を後援し、学術研究を奨励する。国家は、国民に対し教育サービス及び文化サービスを保障する。初等教育は、義務教育とし、かつこれを無料とし、法律でこれを特に定める。非識字率の撲滅に必要な計画は、法律でこれを定める。
- b. 教育の様々な段階及び形態における宗教教育並びに国民教育に対する管理は、法律でこれを定める。教育のすべての段階において、国民の人格及びアラブ主義の誇りの涵養に関心を払う。
- c. 個人や団体は、国家の監督の下で、かつ法律の定めるところにより、私立学校及び大学を設立することができる。
- d. 国家は、学習の場の不可侵を保障する。

第8条

- a. すべて国民は、医療を受ける権利を有する。国家は、公衆衛生に取り組み、様々な病院及び医療施設を建設し、予防及び治療の方策を確保する。
- b. 個人及び団体は、国家の監督の下で、かつ法律の定めるところにより、私立病院、診療所又は治療センターを設立することができる。

第9条

- a. 所有権、資本及び労働は、イスラームの正義の諸原則に従い、国家の社会的実体及び国富の基礎的構成要素であり、法律が定める社会的機能を有するすべての個人の権利である。
- b. 公共の財産は、不可侵である。公共の財産を保護することは、すべての国民の義務である。
- c. 私的所有権は、これを保護する。何人も、法律の範囲内において、自己の所有財産を処分することを妨げられることはない。何人も、自己の財産を剥奪されることはない。ただし、法律で定められているとき、及びその方法が公共の福祉に合致し、かつ正当な補償が行われるときは、その限りでない。
- d. 公機関による財産の没収は、これを禁止する。刑罰としての個人財産の没収は、法律の定めるところにより、かつ裁判所の判決によって、これを行う。
- e. 土地及び不動産の所有者とその賃借人との関係は、社会正義を遵守しつつ、経済原則に基づき、法律でこれを定める。
- f. 国家は、低所得の国民に対し住居の供給に努める。
- g. 国家は、生産性の高い農業に適した土地の開発のために必要な措置を講じ、農民の生活水準の向上に努める。小作農の支援策及び土地取得の方策については、法律でこれを定める。
- h. 国家は、環境の保護及び野生生物の保護について必要な方策を講じるものとする。

第10条

- a. 国民経済は、社会正義に基礎を置き、官民の事業の公正な協力によって、これを強化する。その目的は、法律の範囲内において、整備された計画に基づく経済発展と国民の繁栄の達成を実行することであり、いずれも法律の定めるところによる。
- b. 国家は、湾岸協力会議諸国及びアラブ連盟諸国との経済的結合の達成に努める。国家は、これらの諸国家との親善、協力、協調及び相互支援の実現のためにあらゆる努力を行う。

第11条

すべて自然の財産及び天然資源は、国家の財産である。国家は、国家の安全保障及び国民経済上必要とするものは、これを尊重しつつ、これを保護し、適切に利用する。

第12条

国家は、公的災害及び災禍から生じた負担については、社会共通の賠償責任を保障する。戦争による損害又は軍役の義務履行の結果生じた損害の補償についても、これを保障する。

第13条

- a. 労働は、国民すべての義務であり、個人の尊厳がこれを求め、公共の福祉がこれを命じるものである。すべて国民は、労働の権利を有し、公序良俗の範囲内において仕事を選択する権利を有する。

- b. 国家は、国民に対し労働の機会の提供及び労働条件の公正さを保障する。
- c. 強制労働は、何人に対してもこれを課してはならない。ただし、国家緊急の事態及び適正な対価の補償が特に法律で定められているとき、又は裁判所の判決の執行による場合は、その限りではない。
- d. 従業員と雇用者の関係は、社会正義を遵守しつつ、経済原則に基づき、法律でこれを定める。

第14条

国家は、相互扶助及び貯蓄を奨励し、並びに信用取引に関する規制を監督する。

第15条

- a. 租税及び公共料金は、社会正義に基礎を置き、その納付は、法律の定める義務である。
- b. 最低限の生活水準を保障するための低所得者に対する租税の免除は、法律でこれを定める。

第16条

- a. 公職とは、現職者が従事する国家的な公益業務である。国家公務員は業務遂行に当たって、公共の良識を念頭に置かなければならない。外国籍者は法律により特に定められた場合を除き、公職に就くことはできない。
- b. 国民は、法律の定める条件に従い、等しく公職に就く権利がある。

第3章 国民の権利及び義務

第17条

- a. バーレーン国籍の付与は、法律でこれを定める。生まれながらバハレーン国籍を有する者は、その国籍を剥奪されない。ただし、国家反逆のとき、及び法律で特に定められているときは、その限りではない。
- b. バーレーンからの国民の追放又はバーレーンへの帰国の阻止は、これを禁ずる。

第18条

人は、その尊厳において平等である。国民は、法の前で、その権利と義務において平等である。性別、出自、言語、宗教又は信条に基づく差別は、これを行ってはならない。

第19条

- a. 個人の自由は、法律の定めるところにより、これを保障する。
- b. 人は、法律の定め及び裁判所の監督によるものでなければ、逮捕、拘留、投獄又は捜査を受け、その居住地の指定又は居住若しくは移動の自由の制限を受けることはない。
- c. 人は、刑務所法規で指定され、かつ保健及び社会的看護が整備され、裁判所の監督に服する場所以外に、拘留又は投獄を受けることはない。
- d. すべて人は、肉体的若しくは精神的拷問、誘導尋問又は尊厳を毀損する取り扱いを受けることはない。当該行為に対する刑罰は、法律でこれを定める。拷問、誘導尋問、これに類する取り扱い、又はこれらを行行使するとの脅迫によってなされた立証された供述若しくは自白は、これを無効とする。

第20条

- a. 法律によらなければ、犯罪及び刑罰はない。刑罰は、その刑罰を定めた法律が効力を生じる日以後に実行された行為に対してのみ科せられる。
- b. 刑罰は、行為者本人に対してこれを科す。
- c. 被告人は、合法的な裁判で有罪と立証されるまでは無罪である。被告人は、法律の定めるところにより、取調べ及び裁判の全段階において、その防御権の行使のために必要な保障を与えられる。
- d. 被告人に対し、肉体的又は精神的危害を加えることは、これを禁じる。
- e. 犯罪を犯したことにより起訴された者はすべて、自己の合意のもとに自己を弁護する弁護人を持たねばならない。
- f. 訴訟を提起する権利は、法律がこれを保障する。

第21条

政治亡命者の引渡しは、これを禁ずる。

第22条

良心の自由は、絶対である。国家は、礼拝の場の不可侵を保障する。国家は、国内で遵守されている慣習に従い、宗教儀式を行い、宗教的行進及び宗教的会合を持つ自

由を保障する。

第23条

意見及び学術研究の自由は、これを保障する。何人も、自己の意見を表明し、法律の定める規則及び条件のもとで、これを口頭、文章又はこれ以外の方法で出版する権利を有する。ただし、イスラームの教義の基本的な信条を侵害し、国家の統合を棄損し、及び不和又は派閥主義が惹起されるときは、その限りではない。

第24条

前条の規定に従い、報道、印刷及び出版の自由は、法律で定める規則及び条件のもとで、これを保障する。

第25条

住居は、不可侵である。住居は、居住者の許可なく立ち入り、又は搜索をすることはできない。ただし、法律で定める緊急止むを得ない事情があつて、かつ法律で定める方法によるときは、その限りではない。

第26条

郵便、電信、電話、電子通信の自由は、これを保護し、その秘密は、これを保障する。通信は、これを検閲してはならず、その秘密は、これを侵害してはならない。ただし、法律で定める緊急止むを得ない事情があつて、かつ法律で定める手続及び保障によるときは、その限りではない。

第27条

国家的な原則に基づき、適法な目的を有し、かつ平和的な手段による団体及び組合を結社する自由は、法律で定める規則及び条件のもとで、これを保障する。ただし、イスラームの諸原則や公共の秩序を侵害するときは、その限りではない。何人も、いかなる団体若しくは組合への参加、又はその構成員であり続けるよう強制されることはない。

第28条

- a. 個人には、許可又は事前の通告の必要なく、私的な集会を持つ権利を有する。治安当局者は、個人の私的な会合に同席してはならない。
- b. 公共の場における会合、行進及び集会は、法律で定める規則及び条件のもとで、これを許可する。ただし、その会合の目的や手段は、平和的なものでなければならず、公序良俗を毀損するものであってはならない。

第29条

いかなる個人も、公的機関に対して、自署を付した書面により請願を行うことができる。団体による公的機関に対する請願の交渉は、法定団体及び法人のみが行うことができる。

第30条

- a. 平和は、国家の目標である。祖国の安全は、アラブ祖国全体の安全の一部であり、その防衛は、すべての国民の神聖な義務である。軍役の服務は、国民の名誉で

あり、法律でこれを定める。

b. 国防軍、国家警備隊及び治安部隊の創設は、国家のみがこれを行うことができる。バーレーン国民以外の者は、その任務を命じられることはない。ただし、緊急止むを得ない事情があつて、かつ法律の定める方法によるときは、その限りではない。

c. 国民の総動員又は一部動員は、法律でこれを定める。

第31条

この憲法で定める公的権利及び自由の規制又は制限は、法律の定めるところにより、又は法律に従つてのみ、これを行うことができる。その規制及び制限は、権利及び自由の本質を毀損するものであってはならない。

第4章 国家機関総則

第32条

a. 統治の体制は、司法、行政及び立法の三権の分立に依拠し、この憲法の条項の定めるところにより、三権の協同を維持するものとする。この三権はいずれも、この憲法で定める権力の全部又は一部を他機関に委譲してはならない。ただし、特定の期間及び特定の案件について、立法権の限定的な委譲は、これを認める。この場合、当該権力は、委譲法の条項の定めるところにより、これを行使する。

b. 立法権は、この憲法の定めるところにより、国王と国民議会に付与される。行政権は、国王と内閣及び各大臣に付与される。裁判所の判決は、国王の名において、すべて憲法の定めるところにより、これを行う。

第1節 国王

第33条

a. 国王は、国家元首であり、かつ国家の名目上の代表であり、その人格は不可侵である。国王は、イスラームと祖国の忠実な守護者であり、国民の統合の象徴である。

b. 国王は、政府の正当性並びに憲法及び法律の至高性を守護する。国王は、個人及び団体の権利及び自由を擁護する。

c. 国王は、その権能を直接及び大臣を通じて行使する。大臣は、政府の一般政策について国王に対し共同の説明責任を負う。各大臣は、所掌の省の業務について説明責任を負う。

d. 国王は、勅命により、首相の任命及び罷免を行う。国王は、首相の提議に基づき、勅令により、大臣の任命及び罷免を行う。

e. 内閣は、国民議会の会期の開始毎に、本条前項の定めるところにより、再組閣される。

f. 国王は、勅命により、評議院議員の任命及び罷免を行う。

g. 国王は、国防軍の最高司令官である。国王は、国防軍を指揮し、国防軍に対し祖国の内外での国家的任務を課する。国防軍は、国王に直属し、その業務において必要な機密を保持する。

h. 国王は、最高裁判評議会の議長である。国王は、最高裁判評議会の提議に基づき、勅命により、裁判官を任命する。

i. 国王は、法律の定めるところにより、表彰及び勲章を授与する。

j. 国王は、勅命により、市民及び軍人その他の者に対する名誉称号を創設し、授与し、及び剥奪する。国王は、この権限の実行を他の者に委譲し、代行させることができる。

k. 通貨は、国王の名のもとに、法律の定めるところにより、これを発行する。

l. 国王は、即位に際し、国民議会の特別集会において、以下の宣誓を行う。

「私は、全能の神にかけて、この憲法と国家の法律を尊重することを、国民の自由、利益及び資産を擁護することを、国家の独立及び領土の統合を守護することを誓

約する。」

m. 王宮は、国王に付属する。王宮の業務は、勅命を公布して、これを定める。王宮の予算及び予算管理の規則は、特別勅令により、これを定める。

第34条

a. 国王が国外に滞在し、かつ皇太子が国王の代行を務めることが不可能なときは、国王は、勅命により、代行者を任命し、不在の期間の間、その権能を行使させる。この勅命により、代行権限の行使の特別規定を定め、又はその権限の範囲を制限することができる。

b. 憲法第48条第b項の定める要件は、国王の臨時代行者にこれを適用する。国王の臨時代行者が大臣、評議院議員又は代議院議員であるときは、国王の臨時代行者は、その代行の行為を行う間、大臣としての業務及び国民議会に関わる業務を行ってはならない。

c. 国王の臨時代行者は、その権能を行使する以前に、前条で定める誓約に、「そして私は、国王に忠誠を誓う」という一言を付して宣誓するものとする。この宣誓は、国民議会が開会中であるときは議会において、閉会中のときは国王の面前で行われるものとする。皇太子は、国王の臨時代行者を幾度務めても、この宣誓は一回で足りる。

第35条

a. 国王は、憲法改正及び法律案の提出並びその承認及び公布の権能を有する。

b. 法律は、評議院及び代議院から国王に提出された日から、再審議のために両議院に差し戻されることなく6ヶ月が経過したときは、承認されたものとみなされ、国王は、これを公布する。

c. 憲法改正に関する条項の定めるところにより、前項で定める期間内に国王が、再審議のため、評議院及び代議院に対し、理由を付した勅令により、法律案の差し戻しを行ったときは、国王は、再審議が同会期内又は次期会期において行われるべきものであるかどうかについて定める。

d. 評議院及び代議院又は国民議会が、その議員の3分の2の賛成で法律案を再議決するときは、国王は、これを承認し、第2回目の議決日から1ヶ月以内に、これを公布する。

第36条

a. 侵略を目的とする戦争は、これを禁ずる。防衛を目的とする戦争は、勅令により、これを宣言する。この勅令は、宣言と同時に直ちに国民議会に提出され、戦闘行為の議決を得るものとする。

b. 国家非常事態宣言及び戒厳令の宣言は、すべて勅令によって、これを公布する。いかなる場合においても、戒厳令の有効期間は、3ヶ月を超えてはならない。この期間は、更新してはならない。ただし、国民議会において出席議員の過半数の賛成を得たときは、その限りではない。

第37条

国王は、勅令により、条約を締結する。国王は、条約に適切な声明を添えて、これを評議院及び代議院に通知する。条約は、締結及び批准並びに官報への登載により、直ちに法律としての効力が生ずる。

ただし、平和条約及び同盟条約、国家の領土、天然資源、国家主権、国民の公権及び私権に関わる条約、商業、海運、居住に関する条約、並びに予算外の国庫支出を必要とし、又はバーレーンの法律改正を必要とする条約は、法律がこれを公布し、発効する。

条約は、いかなる事情があっても、公表された内容と抵触する秘密条項を含んではならない。

第38条

評議院及び代議院の会期中の期間又は国民議会議が休会中の期間に、遅滞を許さない、速やかな措置を必要とする事態が生じたときは、国王は、法律の効力を持つ適切な勅令を公布することができる。ただし、この勅令は、憲法に抵触するものであってはならない。

この勅令は、評議院及び代議院の審議に付せられねばならない。その時期は、両議院が開会中のときは、公布日から1ヶ月以内、又は解散中若しくは法定会期が終了しているときは、両議院それぞれの新たな会期の最初の集会の日から1ヶ月以内とする。この審議に付せられない勅令の法的な効力は、過去に遡って無効となる。この無効の決定は、これを公布する必要はない。勅令の審議が両議院に付せられ、両議院の承認を得られないときは、その法的な効力は過去に遡って無効となる。

第39条

a. 国王は、法律の施行については、勅令により、命令を定める。ただし、法律の改正、又は執行の停止若しくは免除については、勅令は、これを定めることはできない。法律は、施行に必要な命令を公布するため、勅令よりも下位の規則を定めることがある。

b. 国王は、勅命により、公的機関及び部局の組織に必要な命令を定める。ただし、この勅令は、法律に抵触するものであってはならない。

第40条

国王は、文官及び武官の公務員、外国及び国際機関における国家代表の任命又は解任を行う。ただし、その範囲と条件は、法律でこれを定める。国王は、外国及び国際機関の代表を接受する。

第41条

国王は、勅令により、判決の免除又は減刑を行うことができる。大恩赦は、すべて法律によって、これを行う。大恩赦は、大恩赦案の提議前に実行された犯罪を対象とする。

第42条

a. 国王は、法律の定めるところにより、代議院議員選挙施行令を公布する。

b. 国王は、勅命により、国民議会議を召集し、開会する。国王は、法律の定めるところにより、国民議会議の議事の開会及び閉会を行う。

c. 国王は、勅令により、代議院を解散することができる。ただし、その勅令には、解散の理由が明示されなければならない。代議院は、同一の理由で、再度これを解散してはならない。

第43条

国王は、重要な法律案及び国益にかかわる重要な事項について、国民投票を実施することができる。国民投票の対象となった事項は、投票者の過半数の賛成で承認されたものとみなされる。国民投票の結果は、全国民に対し拘束力を有し、その発表の日から効力を発し、これを官報に登載する。

第2節 行政権：内閣及び大臣

第44条

内閣は、首相及び複数の大臣によってこれを組織する。

第45条

- a. 各省の長の職に就く者は、バーレーン国籍を有し、グレゴリオ暦で30歳以上の年齢の者で、政治的権利及び市民上の権利を完全に有する者でなければならない。別段の定めのない限り、大臣に関する要件は、首相にもこれを適用する。
- b. 首相及び大臣の俸給は、法律でこれを定める。

第46条

首相及び大臣は、職権を行使するにあたり、国王の面前で、憲法第78条に定める宣誓を行うものとする。

第47条

- a. 内閣は、国益を監督し、政府の一般政策の定立及び実施を遂行し、政府機関の業務を総理する。
- b. 国王は、自ら閣議に出席し、その議長となる。
- c. 首相は、内閣の任務及び業務の遂行を監督し、その決定を実施し、省庁間の調整及び業務の統合を行う。
- d. 理由のいかんを問わず、首相がその職を辞するときは、内閣は総辞職する。
- e. 閣議の協議の秘密は、これを保持する。閣議の決定は、大臣の過半数が出席し、かつ出席した大臣の過半数がこれに賛成したときは、承認されたものとする。可否同数のときは、首相の決するところによる。少数意見は、多数意見に従うものとし、これに従わない大臣は辞職する。閣議の決定は、これに関する勅令の公布を必要とするときは、これを国王に提出し、承認を求める。

第48条

- a. 各大臣は、各省の所掌業務を監督し、政府の一般政策を各省において実行する。大臣は、省の方針を決定し、その実施を監督する。
- b. 大臣は、省務の任にある間、他の公職との兼務を行ってはならない。また、大臣は、間接的であっても、専門的職業の開業、又は工業、商業、若しくは金融業の職務に従事、又は政府及び公的機関との間で締結される契約への関与若しくは大臣職と会社取締役との兼務を行ってはならない。ただし、無報酬の政府代表を兼務するときは、その限りではない。大臣は、その任期にある間、公の競売による場合であっても、国家資産の購入若しくは賃借、又は大臣自身の資産を国家に貸与、売却若しくは交換を行ってはならない。

第49条

理由のいかんを問わず、首相又は大臣がその職を辞するときは、後任者が任命されるまでの間、前任者が自己の職務に関わる緊急の業務を継続して遂行する。

第50条

- a. 公的機関及び地方自治体は、法律でこれを定め、国家の指示及び監督からの独立を保障する。地方自治体は、法律の定めるところにより、地域の性格を有し、かつ地域の内部にかかわる公務について、これを実施及び監督することができる。
- b. 国家は、公共の福祉を目的とし、国家の一般的政策及び国民の福利に合致するよう、公的な福祉施設を監督する。

第3節 立法権：国民議会

第51条

国民議会は、評議院及び代議院の両議院でこれを構成する。

1 評議院

第52条

評議院は、勅命により任命された40人の議員でこれを組織する。

第53条

評議院議員は、バーレーン国籍を有し、政治的権利及び市民上の権利を完全に有し、選挙人名簿に登録されている者で、任命の日に、グレゴリオ暦で満35歳以上のもので、豊富な経験を有し、又は祖国に対し顕著な功績を持つものでなければならない。

第54条

- a. 評議院議員の任期は、4年とする。ただし、任期満了後の再任は妨げない。
- b. 理由のいかんを問わず、評議院議員の任期満了の前に欠員が生じたときは、国王は、これを補充する議員を任命する。その議員の任期は、前任議員の任期の満了までとする。
- c. 評議院議員が辞職を願い出るときは、評議院議長にその旨を申し出、議長はこれを国王に提出する。評議院議員は、国王がこれに同意する日まで、議員の身分を失うことはない。
- d. 国王は、評議院議長を任命する。その任期は、評議院と同一の期間とする。評議院は、議会の開会毎に2人の副議長を選出する。

第55条

- a. 評議院は、代議院の開会時に開会するものとし、その会期は、両議院ともに同一の期間とする。
- b. 代議院が解散したときは、評議院は休会となる。

2 代議院

第56条

代議院は、法律の定めるところにより、無記名の直接投票による総選挙で選出された40人の議員でこれを組織する。

第57条

代議院議員は、以下の要件を満たす者でなければならない。

- a. バーレーン国籍を有し、政治的権利及び市民上の権利を完全に有し、選挙人名簿に登録されている者であること。
- b. 選挙の日に、グレゴリオ暦で満30歳以上の者であること。
- c. アラビア語を流暢に読み書きできる者であること。
- d. 評議院議員又は代議院議員であったとき、信頼及び名誉の喪失を理由として、又は議員として義務違反を理由として、その所属議院の決議により、議員身分を剥奪されたことのない者であること。ただし、議員身分を剥奪された者であっても、当該議員の身分の剥奪を決議した議院の法定会期が終了したとき、又は当該議員が所属していた議院により、議員身分の剥奪が決議された会期の閉会の時に議員身分の剥奪を含む立候補への障害を取り消す決議が行われたときは、選挙に立候補することができる。

第58条

代議院議員の任期は、最初の会期の開会の日からグレゴリオ暦で4年とする。次期の代議院議員選挙は、現職の代議院議員の任期の残りが4ヶ月以内となった時から、憲法第64条の定めるところにより、これを行う。ただし、任期満了の者の再選は、これを妨げない。

国王は、必要が生じたときは、勅命により、代議院の法定会期を延長することができる。ただし、延長期間は、2年を超えてはならない。

第59条

理由のいかんを問わず、代議院議員の任期満了の前に欠員が生じたときは、欠員の旨の公表の日から2ヶ月以内に、補欠選挙を行うものとする。補欠選挙で選出された議員の任期は、前任議員の任期の満了までとする。

議会の法定会期終了の6ヶ月以内に議会に欠員が生じたときは、補欠選挙は、これを行わないものとする。

第60条

代議院の最初の会期に、代議院は、その議員の中から、議長と2人の副議長を選出する。その任期は、代議院の会期と同一の期間とする。議長及び副議長のいずれかに欠員が生じたときは、議会は、補充の議長又は副議長を選出する。その任期は、前任議長又は副議長の任期の満了までとする。

いかなる場合であれ、議長選挙は、絶対多数によって、これを決する。最初の投票で絶対多数に至らなかったときは、得票数の上位2人による決選投票を行う。第3位の者が第2位の者の得票と同数のときは、第3位の者も決選投票に参加する。この場合、選挙は単純多数によって決する。この選挙で単純多数の得票数が同数のときは

、議会は、抽籤で議長を選出する。

代議院議長が選出されるまで、最初の会期は、最年長の議員が議長となる。

第61条

代議院は、通常会期の最初の1週間以内に、その業務に必要な委員会を設置する。委員会は、議会在会中もその権限を行使することができる。

第62条

代議院議員選挙に関する異義申立についての決定は、これに関する法律の定めるところにより、破棄院の管轄とする。

第63条

代議院は、所属議員からの辞職を承認する権限を有する。議員の辞職は、議院が辞職を承認した時にはじめて最終的に決定されたものとみなされる。議院は、この辞職の承認の日から、欠員が生じることとなる。

第64条

a. 代議院が解散したときは、新たな代議院を選出する代議院議員選挙は、解散の日から4ヶ月以内に行われなければならない。この期間内に選挙が行われなるときは、解散した代議院がその憲法上の権限を再び獲得し、解散はなかったものとみなされ、直ちに代議院を開会し、新たな代議院が選出されるまで、その業務を遂行する。

b. 前項の定めにもかかわらず、内閣が選挙の実施は不可能だと判断する、止むを得ない事情があるときは、国王は、代議院議員選挙の実施を延期することができる。

c. 前項で定める、止むを得ない事情が続くときは、国王は、内閣の助言に基づき、解散した代議院を復活し、再度の召集を行い、開会することができる。代議院は、復活を宣言する勅令の公布の日から、存立するものとみなされる。この代議院は、憲法上の権限を完全に行使するものとする。この憲法の条項は、代議院の会期満了及び解散に関わる事項を含め、この代議院に適用される。この場合において、開会した代議院の会期は、当初の会期の日にかかわらず、最初の会期とみなされる。

第65条

少なくとも5人の代議院議員の署名による請求があるときは、大臣は、その権限の範囲内にある事項についての質問に答弁することができる。

この質問は、質問者若しくはその四親等以内の親族の個人的な利害に関するものであってはならず、又は代理人によってなされてはならない。

この質問は、提示された日から、少なくとも8日以内に討議されてはならない。ただし、大臣がその日以前の討議に合意したときは、その限りではない。

質問は、大臣の信任問題として、憲法第66条の定めるところにより、代議院の議案とすることができる。

第66条

a. 各大臣は、代議院に対しその所管の省の業務について責任を負う。

b. 大臣に対する不信任の質問は、大臣自身の意思又は少なくとも10人の代議院議

員が署名した不信任の質問に基づき、代議院にこれを提出することができる。代議院は、この請求が提出された日から7日以内までは、この請求に関する決議を下してはならない。

c. 代議院が議員の3分の2の多数の賛成で、大臣の不信任を決議したときは、大臣は、不信任投票の日をもってその職を辞するものとみなされ、辞表を提出する。

第67条

a. 首相の信任に関する案件は、代議院でこれを取り扱わない。

b. 代議院の3分の2の議員が首相との協力を不可能であると考えるときは、この案件は国民議会に送付される。

c. 国民議会は、この案件の送付の日から7日以内に、首相との協力の可能性の喪失に関する決定を下してはならない。

d. 国民議会が、議員の3分の2の多数で首相との協力を不可能とする決議を行ったときは、この案件は、国王に、首相の解任及び新内閣の任命、又は代議院の解散を奏上し、その決定を仰ぐ。

第68条

代議院は、公共の利益にかかわる事項に関し、政府に対し、書面で要望を表明することができる。政府がこの要望の実現を不可能と判断したときは、その理由を書面に付し、代議院に提示しなければならない。

第69条

代議院は、憲法で定める代議院の権限の範囲内に関わる事項を調査するため、いつでも調査委員会を設け、又は1名以上の議員に対し調査を依頼することができる。調査委員会又は議員は、調査の開始の日から4ヶ月以内に、調査の結果を報告することとする。

大臣及びすべての国家公務員は、求めに応じて証拠書類、公文書及び声明書を提出しなければならない。

3 両議院に共通する規定

第70条

法律は、評議院及び代議院の両議院による可決、又は状況に応じて国民議会による可決、及び国王による承認がなければ、これを公布してはならない。

第71条

国民議会は、10月の第2土曜日に、これを召集する。ただし、国王がその日の前に議会の召集を決定するときは、その限りではない。召集日が公休日であるときは、公休日の次の最初の平日に召集する。

第72条

評議院及び代議院の両議院の定例会期は、少なくとも7ヶ月とし、この召集の期間中は、予算が承認されるまで、これを終結してはならない。

第73条

前2条の定めの特例として、国民議会は、評議院の任命又は代議院の選挙の実施の時の前後を問わず、評議院の任命の日又は代議院の選挙の日から1ヶ月が経過した後の翌日にこれを召集する。ただし、国王がその日の前に議会の召集を決定したときは、その限りではない。

召集期間における国民議会召集の日が、憲法第71条に定める日より遅いときは、憲法第72条に定める召集の期間は、この2つの日の差異の日数分を短縮する。

第74条

国王は、国民議会の通常召集日に、開会式の演説を行う。国王は、皇太子又国王が決定した代行者に対し、国王に代って開会式を行い、国王の演説を行う権限を委譲することができる。両議院はそれぞれ、所属議員の中から委員会を設置して、演説に対する答礼の草案を作成し、各議院はその草案を承認した後、国王に対し答礼を行う。

第75条

評議院及び代議院は、国王が必要と認めるとき、又はいずれかの議院の過半数の議員の請求があったときは、勅令により、臨時議会の集会の召集を行う。

両議院は、臨時議会の開会中は、召集の理由となった案件以外の議案は、これを審議してはならない。

第76条

国王は、勅命によって、通常議会及び臨時議会の会期の閉会を宣言する。

第77条

評議院又は代議院は、所定の時間及び場所で開催されなかったときは、これを無効とし、これにより議決された決定は、効力を有しない。

第78条

評議院又は代議院の各議院の議員は、議会又は議会内の委員会において業務遂行するに先立ち、公開の場で、以下の誓約の宣誓を行う。

「私は、全能の神にかけて、祖国と国王に忠誠であることを、憲法と国家の法律を尊重することを、国民の自由、利益及び資産を擁護することを、及び私に課せられた業務を正直かつ誠実に遂行することを誓約する。」

第79条

評議院及び代議院の議事は、これを公開とする。ただし、政府、所属議院の議長又は10人の議員の請求があるときは、これを秘密会とすることができる。この請求は、秘密会でこれを討議する。

第80条

評議院及び代議院の集会が有効に成立するためには、各議院の所属議員の過半数以上の出席がなければならない。議決は、出席議員の絶対多数により、決せられる。ただし、特に相対多数によることが定められるときは、その限りではない。可否同数のときは、議長の投票によって決せられる。投票が憲法に関わる事項であるときは、各々の議員の名前を読み上げたうえで、これを行う。

各議院の召集が連続して二度にわたり行われ、かつ定足数を満たさなかったときは、その集会は、各議院の所属議員の4分の1以上の出席で、これを有効とみなす。

第81条

法律案は、首相が代議院にこれを提出する。代議院は、法律案を可決し、修正し、又は否決する権限を有する。いかなる場合においても、法律案は評議院に送付される。評議院は、法律案を可決し、修正し、又は否決し、代議院が法律案に対し行った修正、否決又はすでに行った修正を承認する権限を有する。ただし、討議の優先順位は、常に、政府が提出した法律案及び提案にこれを与える。

第82条

評議院が、法律案の否決、修正、削除又は追加の決議により代議院の可決した法律案を可決しなかったときは、評議院議長は、法律案を代議院に回付し、再審理を求める。

第83条

代議院が、評議院から受理した法律案を承認するときは、評議院議長は、その法律案を首相に送付し、首相はこれを国王に提出する。

第84条

代議院は、評議院が法律案に対して行った修正を否決し、法律案に対する新たな修正を行うことなく先の決議を代議院の議決とすることができる。この場合、法律案は再審理のため評議院にこれを回付する。評議院は、代議院の議決を承認し、又は評議院の先の議決を要求することができる。

第85条

両議院が同一の法律案について二度にわたり異なる決議を行ったときは、国民議会は、会期を合同とし、これを召集する。この場合、評議院議長が議長となり、当該の条項について協議を行う。法律案の承認は、国民議会で、出席議員の過半数の決議で行わなければならない。法律案がこれにより否決されたときは、同一会期において、国民議会にこれを再び提出してはならない。

第86条

いかなる場合であれ、法律案が承認されたときは、評議院議長は、この承認された法律案を首相に送付し、首相は、これを国王に提出する。

第87条

法律案が経済又は財務に関わるものであって、かつ政府が緊急の審議を求めているときは、代議院の先議に付され、代議院はこれを15日以内に議決を行う。この期間が経過したときは、法律案は、代議院に意見があれば、その意見を付して、評議院に送付される。評議院は、その送付を受けた後、15日以内に、議決を行う。両議院において、当該の法律案について意見が異なるときは、15日以内に国民議会に送付され、票決に付される。国民議会がこの期間内に議決の採択に至らなかったときは、国王は、この法律案を勅令として公布することができ、その勅令は、法律としての効力を有する。

第88条

内閣は、組閣後直ちに、国民議会に対し政府としての政綱を提出する。国民議会は、この政綱に関して適切と思われる所見を提示することができる。

第89条

a. 評議院又は代議院の議員は、国民を代表し、公共の利益に関心を払う。議員は、院内又はその委員会内における業務の遂行において、いかなる権力にも服さない。

b. 評議院又は代議院の議員は、院内又は委員会内において行った意見及び思想の表明について、責任を問われることはない。ただし、表明された意見が宗教の諸原則、国家の統合若しくは国王に対する義務的敬意を害し、又は個人の私生活の名誉を毀損するときは、その限りではない。

c. 議員は、召集期間中のときは、所属議院の許可がなければ、留置、捜査、捜索、逮捕、拘束手続又はその他の刑事訴追を実行されることはない。ただし、現行犯のときは、その限りではない。召集期間中でないときは、所属議院の議長から許可を求めなければならない。

議院又は議長が請求の受理の日から1ヶ月以内に許可の決定しなかったときは、許可があったものとみなされる。

召集期間中のときは、前項の定めるところにより、所属議員に対し取られ得る措置はすべて、議院はこれを公表しなければならない。議院が休会中のときは、その期間内において所属議員に対し取られた措置は、召集された最初の集会において常にこれを公表しなければならない。

第90条

国王は、勅命により、国民議会の召集を2ヶ月を越えない期間において延期することができる。ただし、延期は、召集期間において1回以上これを行ってはならない。延期中の期間は、憲法第72条に規定される召集期間の中にこれを算定してはならない。

第91条

評議院又は代議院の議員は、大臣に対し書面による質問書を提出することができる。ただし、その質問は、当該大臣の権限の範囲内にある事項の説明を求めるものとする。質問に対する答弁については、質問者のみが一回だけ意見を述べるすることができる。質問を受けた大臣が新たな補足を行ったときは、議員はさらに意見を述べることができる。

質問は、質問者又は質問者の四親等以内の親族の利害に関するものであってはならない。質問は、代理人がこれを行ってはならない。

第92条

a. 評議院又は代議院の議員は、15人の賛成があれば、憲法改正の提案を求めることができる。両議院の議員は、法律の制定の提案を行うことができる。いずれの提案も、発議された議院における所管の委員会にこれを付議し、意見を求めるものとする。議院がこの提案の受理を妥当と認めたときは、これを政府に移送し、政府は、この提案を憲法改正案又は法律案として起草し、同一会期内又は次期会期内に代議院に提出するものとする。

b. 前項の定めるところにより提出された法律の制定案が、提出された議院により否決されたときは、同一の召集期間内にこれを再提出してはならない。

第93条

首相及び大臣は、評議院及び代議院の会期に出席することができる。両議院は、首相及び大臣が発言を求めたときは、その発言を聴取する。首相及び大臣は、その意思にかなう政府高官又は代理人を補佐人とすることができる。

議院が大臣の所管する省の事項を討議するときは、その所管の大臣の出席を求めることができる。

第94条

a. 評議院、代議院及び各議院の委員会の業務遂行に関する規則、並びに討論、票決、質問、反対質問及び憲法に定められた一切の権限に関わる原則は、法律でこれを定める。この規則に違反し、又は正当な理由がなく議院若しくは委員会の会期を出席しなかった議員に対する懲罰もまた、これと同様とする。

b. 各議院は、各議院を規律する法律に、適切と思われる補足条項を付加することができる。

第95条

評議院及び代議院の院内の秩序維持の権限は、各議院の議長がこれを行う。各議院に衛視を配置し、衛視は各議院の議長の指揮を受ける。

国民議会のいずれの議院にも、武装部隊が進入し、又は各議院の入口周辺に駐留してはならない。ただし、各議院の議長が要求したときは、その限りではない。

第96条

評議院及び代議院の議員報酬は、法律でこれを定める。報酬の改正が行われたときは、その改正は、次の年度の開始時から効力を有する。

第97条

評議院及び代議院の議員は、両議院の議員を兼職し、又は他の公職を兼務してはならない。その他の兼職禁止は、法律でこれを定める。

第98条

評議院又は代議院の議員は、議員である間、会社の取締役就任し、政府若しくは公共機関との間で締結される契約に参加してはならない。ただし、法が別に定めるときは、その限りではない。

議員は、在任中、国家資産の購入若しくは賃借、又は国家に対する自己の資産の貸与、売却若しくは交換を行ってはならない。ただし、公の競売による取得若しくは入札への参加依頼があったとき、又は公共の利益を目的とする土地収用に関する規則の定めによるときは、その限りではない。

第99条

評議院及び代議院の議員が、在任中に法定の資格を失ったときは、その議員の所属する議院の議員の3分の2の議決により、議員は失職し、その議席は欠員となる。評議院又は代議院の議員が、信頼若しくは名誉を失い、又は議員の職責に違反したと

きは、議員は失職する。議員の失職の決議については、その議員の所属する議院の議員の3分の2の賛成を要する。評議院が議決を行ったときは、この議決は、これを国王に提出し、国王の承認を得なければならない。

第100条

評議院及び代議院の議員は、在任中に褒章又は勲章を受けてはならない。

4 国民議会の召集に関する規定

第101条

評議院及び代議院の両議院、すなわち国民議会が、憲法の定めるところにより、議会として召集されたときのほか、国王は、自らの責任において、又は首相の要請に基づき、その種の議会を召集することができる。

第102条

評議院及び代議院合同の国民議会の会議の議長については、評議院議長、評議院議長の不在のときは代議院議長、次いで評議院の第一副議長、その後は代議院の第一副議長がそれぞれ議長となる。

第103条

憲法が特に相対多数を定める場合を除き、国民議会の両議院の合同会期は、各議院の所属議員の過半数の出席がないときは、法的に成立しているとはみなされない。議決は、議長を除いた出席議員の過半数の票決でこれを決する。議長は、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4節 司法権

第104条

- a. 裁判所の名誉、並びに裁判官の高潔及び公正は、統治の基礎であり、かつ権利と自由の保障である。
- b. いかなる権力も、裁判官の判決に優位することがあってはならない。いかなる事情の下であっても、裁判に対する干渉は、これを認めない。裁判所の独立は、法律でこれを保障する。裁判官に対する保障及び裁判官に関する規定は、法律でこれを定める。
- c. 検察庁に関する規定、国家の名において法的意見を述べる検察庁の職務、立法の準備、国家的利益の法的代表性、及びこれらの業務を行う職員の雇用は、法律でこれを定める。
- d. 弁護士を規律する規定は、法律でこれを定める。

第105条

- a. 裁判所の種類と審級については、法律でこれを定める。裁判所の機能及び裁判権は、法律の定めるところによる。

b. 軍事裁判所の裁判権は、国防軍、国家警備隊及び治安隊に所属する者が実行した軍事的不法行為にこれを限定する。この裁判権は、これ以外の者に及ぶことはない。ただし、戒厳令が発令され、かつ法律の定める範囲内であるときは、その限りではない。

c. 裁判の審理は、公開とする。ただし、法律が特に定めるときは、その限りではない。

d. 最高裁判評議会は、裁判所及びその関連機関の諸業務の円滑な遂行を監督するため、法律でこれを設置する。裁判所職員及び検察庁の職務上の事項に関する最高裁判評議会の権限は、法律でこれを定める。

第106条

憲法裁判所は、勅命により、これを設置し、1人の長官及び6人の裁判官でこれを組織する。その任命は、勅命によるものとし、その任期は、法律でこれを定める。憲法裁判所の権限は、法律及び規則の合憲性を監督することである。

憲法裁判所裁判官の罷免の免責を保障する規定及び法廷における裁判事務手続に関する規定は、法律でこれを定める。政府、評議院、代議院、名望家及びその他の者が法廷で法律及び規則の合憲性を争う権利は、法律でこれを保障する。憲法裁判所が法律又は規則の正文が違憲である旨の判決を下したときは、この判決は直ちに効力を生ずる。ただし、憲法裁判所がこれより後の特定日を発効日とするときは、その限りではない。憲法裁判所の違憲判決が刑法の正文に関わるときは、その正文に基づき言い渡された有罪判決は、これを無効とみなす。

国王は、法律案が採用され、合憲性の範囲を決定することになる前に、これを憲法裁判所に送付することができる。憲法裁判所の決定は、すべての国家機関及びすべての国民がこれを遵守する義務を負う。

第5章 財政

第107条

- a. 租税の新規導入、改正及び廃止は、すべて法律の定めるところにより、これを行う。個人に対する租税の全部または一部の納付の免除については、すべて法律の定めるところにより、これを行う。その他の税、関税及び費用の納付の命令は、すべて法律の定める範囲内でこれを行う。
- b. 税、関税その他の公共的な負担の徴収に関する条項及びその支払い手続きについては、法律でこれを定める。
- c. 国家資産の維持、管理及びその処分の条件に関する条項並びにこの資産の一部を譲渡できる範囲については、法律でこれを定める。

第108条

- a. 公的融資は、法律による契約の定めるところによる。国家は、予算法にその目的として定められた信用の範囲内において、法律による融資又は融資の保証を行うことができる。
- b. 地方自治体等の地方団体又は公共機関は、関連する法律の定めるところにより、融資の貸し付け、借り入れ又は保証を行うことができる。

第109条

- a. 会計年度は、法律でこれを定める。
- b. 政府は、年次の国家全体の歳入及び歳出に関する予算案を作成し、会計年度が終了する、少なくとも2ヶ月前までに、これを代議院に提出する。代議院は、憲法の定めるところにより、これを審議し、評議院に付託する。評議院は憲法の定めるところにより、これを検討する。修正があるときは、政府の合意を経て、これを予算の中に反映させることができる。
- c. 予算は、その内容の部款項の区分基本として、これを審議する。予算は、一会計年度を超えて作成することができる。公共の歳入は、法律の定めるところによらなければ、これを特定の歳出に配分してはならない。
- d. 国家の総予算は、法律でこれを公布する。
- e. 予算法が会計年度の開始前に公布されないときは、予算法の公布までは、前会計年度の予算が適用される。歳入及び歳出は、前年度の末まで効力を有した法律に基づいて徴収及び支弁が行われる。
- f. いかなる事情があっても、予算法及び予算法の修正法で定める歳出見積の最大限度を超えてはならない。

第110条

予算外の支出又は予算の金額を超過する支弁については、法律の定めるところにより、これを実施しなければならない。

第111条

- a. 支弁の性質上特に必要とするときは、法律の定めるところにより、特定の金額を一会計年度を超えて配分することができる。この支弁に対する認可は、前記の法

律の決定に基づき、複数年度の国家年次予算にその都度計上しなければならない。

b. 一会計年度を超える例外的な予算の運用も、前項の定めるところにより、支弁の配分を行うことができる。

第112条

予算法は、新たな租税の導入、既存の租税の引き上げ、既存の法律の修正、又は法律に基づくものと憲法で定めた事項に関する法律の公布の回避にかかわる一切の文言を規定してはならない。

第113条

終了した会計年度における国家の財務の最終決算は、会計年度の終了から5ヶ月以内に代議院の先議に付せられる。この決算は、評議院及び代議院の両議院の決議が両議院の意見とともに承認され、官報に登載される。

第114条

独立した一般予算、添付書類及びその最終決算に関する準備手続については、法律でこれを定める。この法律は、国家予算及びその最終決算に関する条項を準用する。地方自治体及び地方公共機関の予算及び最終決算に関する条項についても、法律でこれを定める。

第115条

政府は、年次予算案とともに、国家の財政及び経済の状況、承認された予算の執行のために採られた措置、並びにこの状況及び措置の全体が新予算案に及ぼす影響についての報告を、代議院に提出しなければならない。

第116条

財務管理局は、法律でこれを設置し、法律はその独立性を保障する。財務管理局は、予算の範囲内での国家歳入の徴収及び歳出の支出管理に関し、政府及び代議院を補佐する。財務管理局は、その業務に関し、意見を付した年次報告書を政府及び代議院に提出する。

第117条

a. 天然資源又は公共の資源の開発の実施は、すべて法律の定めるところにより、これを行うものとし、その期間も制限される。その準備段階の諸手続は、調査及び探査の作業が容易になされること、並びに公開性及び競争性が実現されることを保障する。

b. 独占権は、すべて法律によってこれを付与し、その期間も制限される。

第118条

硬貨及び紙幣については、法律でこれを定める。その重量、単位及び規格についても、法律でこれを定める。

第119条

国家から支払われる給与、年金、補償、生活保護費及び報償については、法律でこれを定める。

第6章 補則

第120条

- a. 憲法第35条 b、c 及び d 項にもかかわらず、この憲法のいかなる条項を改正するときでも、その改正は、評議院及び代議院の両議院に所属する議員の3分の2の承認及び国王の承認を経なければならない。
- b. 憲法の改正案が否決されたときは、その改正案は、否決の日から1年以内に、これを再提出することはできない。
- c. 憲法第2条の改正の提案は、これを認めない。いかなる事情があっても、立憲君主制における世襲制の原則、この憲法において確立された両院制及び自由と平等の原則の改正を提案することは、これを認めない。
- d. この憲法で定められた国王の権能については、国王の臨時代行者が代行権限を行使している期間は、その改正を提案することはできない。

第121条

- a. バーレーンがすでに他国及び国際機関と締結した条約及び協定は、この憲法の改正により、破棄されることはない。
- b. 憲法第38条第2項の定めにもかかわらず、国民議会によって召集された最初の会議以前に公布され、効力を有する法律、勅令による法律、勅令、規則、命令、布告及び通達はすべて、適法であり、有効である。ただし、この憲法で定める規則に基づき改正され、又は無効とされたときは、その限りではない。

第122条

法律は、公布から2週間以内に官報にこれを登載し、その登載の1ヶ月後からこれを施行する。この期間は、法律が特に定めるときは、これを短縮し、又は延長することができる。

第123条

この憲法のいかなる条項も、その施行を停止することは、これを認めない。ただし、戒厳令が宣言されている間、及び法律の定める範囲内であるときは、その限りではない。いかなる事情があっても、評議院又は代議院の召集期間でありながら、その召集を停止し、又は所属議員の不逮捕特権を侵害することは、これを認めない。国家非常事態宣言の期間においても、同様とする。

第124条

法律の条項は、すべてその施行の日以後に生じた事項にこれを適用し、遡及効を有しない。ただし法律は、刑法に関する条文以外の条文において、遡及効を有する条項を定めることができる。この場合、評議院及び代議院の両議院の所属議員、又は事情により必要があるときは、国民議会の議員の過半数の賛成を必要とする。

第125条

この改正憲法は、これを官報に登載し、その登載の日から、これを施行する。

{署名: ハマド・ビン・イーサ・アール・ハリーフア}